

農地法第3条の規定による許可申請について

倉敷市農業委員会

1 許可について

農地又は採草放牧地について、耕作の目的のために、売買・贈与・交換等による所有権の移転をする場合や、貸借等により、賃借権、使用貸借権を設定・移転しようとする場合には、農業委員会の許可を要し、許可を受けないでした行為はその効力を生じないとされています。

2 許可権限庁について

農地法第3条の規定にかかる許可は農業委員会（＊）が行います。

＊ 農地法では政令の定めるところにより、権利を取得しようとする者が、その住所のある市町村の区域外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合等は、県知事の許可を要することになっていますが、倉敷市では平成18年4月1日より岡山県知事からの権限移譲により、農地法第3条にかかる許可は農業委員会が行っています。

3 許可を要しない場合（法第3条第1項ただし書）について

（１）法律行為に基づかないもの → 相続 等（法第3条の3第1項の規定による届出が必要です。）

（２）法適用除外

ア 国、都道府県が取得する場合

イ 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定

ウ 民事調停法による農事調停による権利の設定、移転

エ 遺産の分割、財産分与に関する裁判等による権利の設定、移転 等

（法第3条の3第1項の規定による届出が必要です。）

4 許可できない場合（法第3条第2項）について

（１）権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、取得後において耕作に供すべき農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合

（２）農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する場合（※）

（３）信託の引き受けにより権利が取得される場合

（４）権利を取得しようとする者（農地所有適格法人を除く）又はその世帯員等が、取得後において事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合（※）

（５）賃借人等がその土地を貸し付け又は質入れしようとする場合（ただし、疾病又は負傷による療養のため耕作することができないため等の場合を除く）

（６）権利を取得しようとする者又はその世帯員等が、取得後において行う耕作の事業の内容及び農地の位置・規模からみて、農地の集団化・農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがあると認められる場合

（※）次の要件を満たす場合は、貸借に限って権利を取得することができます。

- 農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件が契約に付されていること。
- 地域における他の農業者との適正な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- 法人の場合、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が法人の行う耕作の事業に常時従事すること。

5 標準処理期間について

権利移動の許可の標準処理期間は25日です。

農地法第3条許可申請に必要なもの

■必ず必要なもの

申 請 書 類		備 考
農地法第3条の規定による許可申請書	必須	
農地法第3条の規定による許可申請書（別添）	必須	
申請地の登記事項証明書（原本）	必須	全部事項証明書に限ります。オンライン申請システムを利用した登記事項証明書は添付できません。【発行日から3ヶ月以内のもの】
申請地の位置図	必須	都市計画図 1/5000 または 1/2500
住民票	必須	権利を取得する者の世帯全員が確認できるもの。【発行日から3ヶ月以内のもの】

■その他必要な書類（備考に該当する場合に必要になります）

申 請 書 類		備 考
営農計画書		新規就農者（申請時耕作面積がゼロの人）
契約書の写し		賃借権の設定、又は使用貸借権の設定をする場合
耕作面積証明書（原本）		市外に耕作地がある場合（農地を所管している農業委員会の証明）【発行日から3ヶ月以内のもの】
委任状		行政書士に申請にかかる権限等を委任する場合 申請者が許可証の受領のみを委任する場合
通作経路図		権利取得者が市外在住の場合
その他参考資料		農業委員会が必要と認める場合

※令和元年6月から耕作面積一覧表の添付は不要になりました

■法人が権利取得する場合に追加で必要な書類

申 請 書 類		備 考
法人登記簿謄本（原本）	必須	履歴事項証明、現在事項証明書でも可
定款（写）又は寄付行為（写）	必須	
農地所有適格法人としての事業等の状況（別紙）		権利取得者が農地所有適格法人の場合
農地賃貸借契約書（解除条件付契約）		権利取得者が一般法人の場合 ※1
地域との役割分担にかかる確約書		権利取得者が一般法人の場合 ※1

※1 農地所有適格法人以外の法人のこと。 使用貸借権又は賃借権の取得のみ可能。

※許可申請書の提出は毎月20日前後が締切ります。（※受付締切日は毎月変動しますので、ホームページをご覧ください。）

毎月締切日までに提出された書類は、翌月の総会において可否を審議・決定します。

〔お問い合わせは〕⇒ 倉敷市農業委員会 本 庁 事 務 局 Tel086-426-3895
 児 島 駐 在 Tel086-473-4374
 玉 島 駐 在 Tel086-522-8126
 真 備 駐 在 Tel086-698-5042
 庄支所産業建設係 Tel086-462-1212
 茶屋町支所産業建設係 Tel086-428-0001
 船穂支所産業係 Tel086-552-5110